

第13号 2014年3月発行 税務担当 緒方・入江・志水

### 印紙が必要な領収証の額が 3万円以上から5万円以上に変わります!

☆平成26年4月1日以降に作成される「領収証」等に係る非課税範囲が拡大されます。

4月から「金銭または有価証券の受取書」に印紙が必要になるのは、3万円以上ではなく、5万円以上に 変更になります!

5万円未満の領収書や受取書に関しては、印紙は必要ありません。

#### √「金銭または有価証券の受取書」ってなに?

金銭または有価証券の受取書とは、お金または小切手や受取手形などを受領した人が、受取った事実を 証明するために作成し、相手に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、お金を受取った事実を 証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと 称するもので、その作成の目的がお金などを受取った事実を証明するために作成するものであるときは、 金銭または有価証券の受取書に該当します。

お金の受け渡しを示すものには、きちんと印紙を貼る必要があるということです。

#### ∕ 印紙代を損しないポイント!〉(ご存知の方も多いとは思いますが・・・)

領収証等に金額を記載するときに、消費税額の価格が明確に記載されている場合は、 その消費税額は、領収書等に記載された受け取り金額に含めないこととされています。 なので、税込価格52.400円の領収証を渡す際に、



#### 領収証

平成26年4月5日

〇〇〇商事 様

¥52,400 —

但し 商品代として (内消費税3,881円含む)

△△△商店

上記の領収証のように、消費税込の価格は50.000円以上の領収証になりますが、 消費税(8%)分を引くと、48,519円と50,000円未満になるので、200円の印紙を貼る必要がありません。 領収証にちょっと一工夫するだけで、200円の経費が削減できますよ。

☆「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」も 印紙税の金額が改正されています。

今まで、貼っていなかった契約金額のものも、印紙を貼らないといけなくなっていたり、 今まで貼っていたけど、今までより印紙代が少なくなっていたりと、改正されています。 金額の詳細などは、商工会のホームページよりご覧ください。





# 消費稅率引上げ間近!



#### 平成26年4月1日から消費税が8%に変更になります!!

いよいよ、消費税率が引上げられます。値札の張り替えやレジの切り替えなど、準備はお済みですか? 3月中に売り上げたもの、仕入れたものは**5%**の消費税です。

なので、3月分の売掛金、買掛金は支払が4月以降でも5%の税率です。

リースの契約や、家賃も契約内容によっては、4月1日以降も、5%の税率のままの場合もありますので、

一度、必ず確認をして、消費税の申告を行う際は注意してください!!

税務調査に来た時に、きちんと分けられているか見るそうですよ・・・。



### ●●●引上げのタイミングについてのQ&A●●●

3月に仕入れた商品を4月に販売する場合は?	8%です。
3月に予約を受けて4月に販売する場合は?	8%です。 飲食店や宿泊の予約もそうですが、 基準は引渡し日及びサービス提供日となります。
3月に販売した商品が4月になって返品された場合は?	5%です。
3月に仕入れて4月に代金を支払う場合は?	5%です。 カードの支払いも同じで、3月にカード払いで 購入した商品は引落日が4月でも5%となります。
水道や電気の料金はいつから8%になるの?	4月1日~30日に検針の分までが5%です。
家賃やリース料はいつから8%になるの?	契約日により変わります。 契約日が平成25年9月30日までのものは4月以降も 次回契約日まで5%となりますが、それ以降に契約を されている場合は、4月分より8%になります。 契約は永年や1年自動更新など、様々なパターンが ありますので、今一度ご契約内容をご確認ください。
リースの契約が、3月21日から4月20日の契約期間の場合は?	8%です。



## 税務相談会員募集中

商工会では、個人事業の方の、日々の帳簿のつけ方について指導をしています。

新規開業した方や、帳簿のつけ方が分からない方など、丁寧に指導いたします。

また、毎日の取引を所定の用紙にご記入のうえ、商工会へ1ヶ月ごとにまとめてお持ちいただくだけで、

コンピュータにて元帳作成を行い、経営データをお渡しする記帳代行会員も募集しております。

また、宗像市商工会では、弥生会計を使って記帳をされる方の、サポートを行っています。

導入から、入力の方法、集計表の見方などさまざまなサポートを行います。

会計ソフトの導入などをお考えの際には、お尋ねください。

